

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅法律资讯](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[法律情報の受信](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

中国上海陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层

Issue 615・2019/01/22～2019/01/28

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 国务院关于促进综合保税区高水平开放高质量发展的若干意见..... 2
- 国家市场监督管理总局等五部门关于推进企业注销便利化工作的通知..... 3
- 关于实施小微企业普惠性税收减免政策的通知..... 4
- 生态环境部关于取消建设项目环境影响评价资质行政许可事项后续相关工作的公告（暂行）..... 4
- 道路机动车辆生产企业准入审查要求
道路机动车辆产品准入审查要求..... 4

二、最新资讯

- 2019 年中国将继续放宽市场准入..... 5

三、里兆解读

- 浅谈最高额保证中的期间问题（连载之一/共二篇）..... 5

四、近期热点话题..... 9

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 総合保税区において高水準の対外開放と高度成長を促進することについての国務院による若干意見..... 2
- 企業の抹消手続き利便化作業に関する国家市场监督管理总局等 5 つの部門による通知..... 3
- 零細企業に対する普遍的税収減免政策実施に関する通知..... 4
- 建設プロジェクトの環境アセスメント資格行政许可事項取消しに伴う後続する作業要求に関する生态环境部による公告（暫定）..... 4
- 道路を走行する原動機付き車両生産企業の参入許可審査要求
道路を走行する原動機付き車両製品の参入許可審査要求..... 4

二、新着情報

- 2019 年中国において市場参入に対する規制を引き続き緩和する..... 5

三、里兆解説

- 根保証に関係する期間について（連載の一/全二回）..... 5

四、トピックス..... 9

一、最新中国法令

● 国务院关于促进综合保税区高水平开放高质量发展的若干意见

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2019〕3号

【发布日期】2019-01-25

【内容提要】该意见提出 21 项措施，推动综合保税区发展成为具有全球影响力和竞争力的加工制造中心、研发设计中心、物流分拨中心、检测维修中心、销售服务中心。

打造加工制造中心
1. 在区内推广一般纳税人资格试点； 2. 自国务院批准设立综合保税区之日起，对入区企业进口自用的机器设备等，可按现行规定享受综合保税区税收政策； 3. 允许区内加工制造企业承接境内区外委托加工； 4. 免除区内生产制造的手机、汽车零部件等产品在内销环节的自动进口许可证； 5. 简化海关业务核准手续，实行企业自主备案、合理自定核销周期、自主核报、自主补缴税款。
打造研发设计中心
6. 除禁止进口的外，区内企业从境外进口且在区内用于研发的货物、物品免于提交许可证，进口的消耗性材料根据实际研发耗用核销； 7. 鼓励创新中心等研发机构入区发展； 8. 区内新设的研发设计、加工制造企业，经评定符合有关标准的，直接赋予最高信用等级； 9. 区内企业进口的医疗器械用于研发、展示的，可不办理相关注册或备案手续。
打造物流分拨中心
10. 对境内入区的不涉及出口退税、不涉贸易管制证件、不要求退税且不纳入海关统计的货物、物品实施便捷进出区管理； 11. 创新监管模式，简化业务流程； 12. 允许在汽车整车进口口岸的综合保税区开展进口汽车保税存储、展示业务； 13. 优化文物及文化艺术品境外入区管理，简化文化艺术品备案程序。

一、最新中国法令

● 総合保税區において高水準の対外開放と高度成長を促進することについての国务院による若干意见

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2019〕3号

【発布日】2019-01-25

【概要】本意見では 21 項目の措置を打ち出し、総合保税區を世界で影響力と競争力を有する加工製造センター、研究開発設計センター、物流配送センター、検測修繕センター、販売サービスセンターに成長させるよう推進する。

加工製造センターの構築
1. 区内で一般納税者資格付与制度を普及させる。 2. 国务院が総合保税區の設立を許可した日から、入区企業が輸入する自家用機器設備等について、現行規定に従い総合保税區の税收政策を適用することができる。 3. 区内の加工製造企業が国内の区外から委託加工を請け負うことを認める。 4. 区内で生産製造された携帯電話、自動車部品等製品の国内販売段階における自動輸入許可証を免除する。 5. 税関業務の承認手続きを簡素化し、企業が自主的に届出を行い、照会消込期間を企業が自主的に合理的に決定し、自主的に照会確認の上申告し、自主的に税金を追納するようにする。
研究開発設計センターの構築
6. 入国禁止となっている場合を除き、区内企業が国外から輸入し且つ区内において研究開発に使用する貨物、物品である場合、許可証の提出を免除し、輸入された消耗材料は実際に研究開発のために消耗使用された状況に基づき照会消込を行う。 7. イノベーションセンター等研究開発機関が入区し発展することを奨励する。 8. 区内に新設された研究開発設計、加工製造企業が係る基準に適合すると評定された場合、信用格付けで直接に最高位の格付けを付与する。 9. 区内企業が輸入した医療器械を研究開発、展示に使用する場合、登録又は届出手続きを行わなくてよい。
物流配送センターの構築
10. 国内から入区した輸出税還付手続き、貿易規制措置に基づく証書手続きの対象ではなく、税金還付を要求せず、かつ税関統計対象になっていない貨物、物品に対して区への出入りの利便性に配慮した管理を実施する。 11. 新たな監督管理方式を創出し、手続きを簡素化する。 12. 自動車完成車の輸入通関地における総合保税區で輸入自動車の保税保管、展示業務を展開することを認める。 13. 文化財及び文化芸術品を国外から入区させるための管理を最適化し、文化芸術品の届出手続きを簡素化する。

打造检测维修中心
14. 允许区内企业开展高技术、高附加值、符合环保要求的保税检测和全球维修业务； 15. 允许区内企业开展高技术含量、高附加值的航空航天、工程机械、数控机床等再制造业务； 16. 对符合条件的人用疫苗等实施便利化查验。
打造销售服务中心
17. 对注册在区内的融资租赁企业进出口飞机、船舶和海洋工程结构物等大型设备涉及跨关区的，实行海关异地委托监管； 18. 支持综合保税区逐步全面适用跨境电商零售进口政策； 19. 允许区内企业进口专用设备开展服务外包业务； 20. 支持开展铁矿石、天然橡胶等商品期货保税交割业务； 21. 支持综合保税区率先全面复制推广自贸试验区中与海关特殊监管区域相关的改革试点经验。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-01/25/content_5361158.htm

检测・修繕センターの構築
14. 区内企業が技術レベルが高く、高付加価値で、環境保護要求に合致した保税検測及びグローバル修繕業務を展開することを認める。 15. 区内企業が技術レベルが高く、高付加価値の航空宇宙、建設機械、数値制御工作機械等の再製造業務を展開することを認める。 16. 条件に合致する人用ワクチン等に対して利便性に配慮した検査制度を実施する。
販売サービスセンターの構築
17. 区内に登録しているファイナンス・リース企業が輸出入する飛行機、船舶、海洋エンジニアリング構造物等大型設備が税関管轄区域外にある場合、他地域の税関に監督管理を委託する制度を実施する。 18. 総合保税区内においてクロスボーダー電子商取引小売輸入政策が徐々に全面的に適用されることを支持する。 19. 区内企業が専門設備を輸入しアウトソーシングサービス業務を展開することを認める。 20. 鉄鉱石、天然ゴム等先物取引商品の保税受渡業務を展開することを支持する。 21. 総合保税区内において自由貿易試験区での税関特別監督管理区域と関係のある改革試行経験に倣い他に先駆けて全面的に実施することを支持する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-01/25/content_5361158.htm

● **国家市场监督管理总局等五部门关于推进企业注销便利化工作的通知**

【发布单位】国家市场监督管理总局等五部门

【发布文号】国市监注〔2019〕30号

【发布日期】2019-01-22

【内容提要】该通知提出若干任务和措施，包括：

- 推行企业注销“一网”服务。
- 改革企业登记注销制度，简化企业登记程序和材料。
- 推行税务注销分类处理，提高清税速度。
- 优化社保、商务、海关等登记注销，降低企业办事成本。
- 发布《企业办理注销业务提交材料规范》和《企业注销指引》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201901/t20190122_281097.html

● **企業の抹消手続き利便化作業に関する国家市场监督管理总局等 5 つの部門による通知**

【発布機関】国家市場監督管理総局等 5 つの部門

【発布番号】国市監注〔2019〕30号

【発布日】2019-01-22

【概要】本通知では若干の任務・措置を打ち出している。具体的には以下の内容が含まれる。

- 企業抹消手続きの「オンライン・ワンストップ化」を推進する。
- 企業登記抹消制度を改革し、企業登記の手続き・材料を簡素化する。
- 税務抹消を状況別に処理する制度を推進し、税務清算処理を加速化させる。
- 社会保険、商務、税関等登記抹消手続きを改善し、企業の手続きコストを削減する。
- 「企業抹消手続きの提出材料規範」と「企業抹消手引き」を公布する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201901/t20190122_281097.html

● 关于实施小微企业普惠性税收减免政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财税〔2019〕13号
【发布日期】2019-01-17
【实施日期】2019-01-01 至 2021-12-31
【内容提要】对月销售额 10 万元以下（含本数）的增值税小规模纳税人，免征增值税。对小型微利企业年应纳税所得额不超过 100 万元的部分，减按 25% 计入应纳税所得额，按 20% 的税率缴纳企业所得税；对年应纳税所得额超过 100 万元但不超过 300 万元的部分，减按 50% 计入应纳税所得额，按 20% 的税率缴纳企业所得税。

【备 注】国家税务总局发布了相关配套文件，包括《关于实施小型微利企业普惠性所得税减免政策有关问题的公告》、《关于小规模纳税人免征增值税政策有关征管问题的公告》、《关于增值税小规模纳税人地方税种和相关附加减征政策有关征管问题的公告》等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4014090/content.html>

● 生态环境部关于取消建设项目环境影响评价资质行政许可事项后续相关工作要求的公告（暂行）

【发布单位】生态环境部
【发布文号】生态环境部公告 2019 年第 2 号
【发布日期】2019-01-21
【内容提要】建设单位可以委托技术单位为其编制环境影响报告书（表）；建设单位具备相应技术能力的，也可自行编制环境影响报告书（表）。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk01/201901/t20190122_690420.html

● 道路机动车辆生产企业准入审查要求

道路机动车辆产品准入审查要求

【发布单位】工业和信息化部
【发布文号】工业和信息化部公告 2019 年第 1 号
【发布日期】2019-01-18
【实施日期】2019-06-01
【内容提要】两个审查办法在具体要求和工作流程上进行了简化或优化。

● 零細企業に対する普遍的税収減免政策実施に関する通知

【発布機関】財政部、国家税務総局
【発布番号】財税〔2019〕13 号
【発 布 日】2019-01-17
【実 施 日】2019-01-01 から 2021-12-31 まで
【概 要】月間売上高が 10 万元以下（10 万元を含む）の増値税小規模納税者に対する増値税の徴収を免除する。小規模低収益企業については、年間の課税所得額が 100 万元を超えない部分については、25% の軽減税率で課税所得額を計上し、20% の税率で企業所得税を納付する。なお、年間の課税所得額が 100 万元を超えているものの、300 万元を超えていない部分については、50% の軽減税率で課税所得額を計上し、20% の税率で企業所得税を納付する。

【備 考】国家税務総局は関連する文書を公布している（これには、「小規模低収益企業に対する普遍的所得税減免政策実施に関する公告」、「小規模納税者増値税徴収免除政策の徴収管理に関する公告」、「増値税小規模納税者の地方税税目及び追加減額政策に係る徴収管理に関する公告」等が含まれる）。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4014090/content.html>

● 建設プロジェクトの環境アセスメント資格行政許可事項取消しに伴う後続する作業要求に関する生態環境部による公告（暫定）

【発布機関】生態環境部
【発布番号】生態環境部公告 2019 年第 2 号
【発 布 日】2019-01-21
【概 要】建築主は、技術組織に自社の環境アセスメント報告書（表）の作成を委託することができる。建築主は相応の技術能力を有している場合、環境アセスメント報告書（表）を自ら作成することも可能である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk01/201901/t20190122_690420.html

● 道路を走行する原動機付き車両生産企業の参入許可審査要求
道路を走行する原動機付き車両製品の参入許可審査要求

【発布機関】工業・情報化部
【発布番号】工業・情報化部公告 2019 年第 1 号
【発 布 日】2019-01-18
【実 施 日】2019-06-01
【概 要】2 つの審査弁法は具体的要件及び取扱フローを簡素化・最適化している。

【法令全文】请点击以下网址查看：
道路机动车辆生产企业准入审查要求和道路机动车辆产品准入审查要求

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n4509607/c6610909/content.html>

官方解读

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1653018/c6610994/content.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 2019 年中国将继续放宽市场准入

日前，国家发展和改革委员会表示，对外开放领域将进一步放宽市场准入，推进服务业开放，深化农业、采矿业、制造业开放，加快电信、教育、医疗、文化等领域开放进程，允许更多领域实行独资经营。

（里兆律师事务所 2019 年 01 月 25 日编写）

三、里兆解读

● 浅谈最高额保证中的期间问题（连载之一/共二篇）

最高额保证作为保证的一种特殊表现形式，系指保证人与债权人约定，对债权人与债务人在一定期间内连续发生的不超过约定最高债权额的债权余额承担保证责任。《担保法》第 14 条规定：“保证人与债权人可以就单个主合同分别订立保证合同，也可以协议在最高债权额限度内就一定期间连续发生的借款合同或者某项商品交易合同订立一个保证合同”。此为最高额保证存在的法律依据。

最高额保证创制的目的是为了配合连续性交易形态的需要，能有效减少重复的交易操作和征信行为，具有较高的效率价值。但目前中国《担保法》及相关司法解释关于最高额保证的规定较为简单，导致有关最高额保证的争议在实践中频繁发生，其

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
道路を走行する原動機付き車両生産企業の参入許可審査要求及び道路を走行する原動機付き車両製品の参入許可審査要求

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n4509607/c6610909/content.html>

公式解説

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1653018/c6610994/content.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 2019 年中国において市場参入に対する規制を引き続き緩和する

先頃、国家発展・改革委員会は、対外開放分野における市場参入規制をさらに緩和し、サービス業の対外開放を推進し、農業、採鉱業、製造業の開放を推進し、電気通信、教育、医療、文化等分野の開放を加速化し、より多くの分野で独資形態での経営を行うことを認めることを明らかにした。

（里兆法律事務所が 2019 年 1 月 25 日付で作成）

三、里兆解説

● 根保証に係る期間について（連載の一/全二回）

根保証は、特別な保証形態の 1 つであり、保証人と債権者とが約定し、債権者と債務者の間で一定期間に継続的に発生する極度額を超えない債権残高に対し保証責任を負うことをいう。「担保法」第 14 条によると、「保証人と債権者は、個別の主契約について、その都度、保証契約を締結することも、一定期間において継続して発生した金銭借入契約又は特定商品に関する取引契約について極度額の範囲内で一つの保証契約を締結することもできる」とされており、この条項が、根保証の存在する法的根拠である。

根保証という制度ができたのは、継続的取引に対応する必要からであり、取引操作及び与信確認行為の繰り返しを効果的に抑えることができ、効率面でより高い価値がある。しかし、現在、中国「担保法」及び係る司法解释の根保証に関する規定はかなり簡単なものであり、

中，有关最高额保证的各种期间（例如，存续期间、决算期间、决算日等）的理解问题，是引发最高额保证争议的常见原因之一。为此，本文拟根据以下案例，结合最高额保证的特征，对最高额保证的相关期间问题进行简要分析。

债权人与债务人在某信贷协议项下存在四笔借款，相关借款金额及期限分别为：

借款	借款金额 (单位：人民币元)	借款期限
借款 A	300 万	2015.06.01-2015.07.31
借款 B	200 万	2015.07.01-2016.10.31
借款 C	100 万	2015.10.01-2017.11.30
借款 D	100 万	2016.12.01-2017.01.31

债权人与保证人在最高额保证合同中约定：保证人对信贷协议项下债务人在 2015 年 05 月 01 日至 2016 年 09 月 30 日之间发生的最高额度为人民币 500 万元的借款承担连带保证责任，保证人于保证合同终止之日起（不含该日）的一个月内清偿债务，保证期间为一年。

一、最高额保证的特征

最高额保证的本质依然是作为担保方式之一的保证，因此，如普通保证一样，最高额保证也分为一般保证和连带责任保证。虽然如此，相较于普通保证，最高额保证还具有自己独特的特点，可简要总结如下：

（一）保证存续的期间性。最高额保证是对一定期间内发生或可能发生的债务提供的担保。这样的“一定期限”也即“最高额保证的存续期间”，通常由当事人在最高额保证合同中加以明确。除非当事人另有约定，保证人仅对该期间内产生的债务承担保证责任，对期限以外的债务，保证人不承担保证责任。

（二）担保债权额的不确定性。普通保证所担保的是明确发生的债务，其债务数额由当事人在合同中载明。但最高额保证担保的是未来一段期间（即：最高额保证的存续期间）内的不特定债务。在不特定债务确定之前，最高额保证担保的债务范围是不明确的。

（三）最高限额性。最高额保证的保证人担保的债务虽然具有不确定性，但这并不意味着保证人担保的债务是完全没有界限的，保证人仅在约定的最高债权额限度内承担保证责任，高出限额部分，保证人不承担保证责任。

（四）相对独立性。保证，作为一种担保方式，

实践上，根保証に係る紛争が頻発し、なかでも、根保証の各種期間（例えば、存続期間、決済期間、決済日など）に対する認識は、根保証の紛争を引き起こしやすい原因の一つである。よって、本稿では以下の判例に基づき根保証の特徴を踏まえ、根保証に係る期間の問題について簡潔に分析する。

債権者と債務者との間には、ある信用貸付協議書のもとで 4 件の貸付が存在し、貸付金額及び貸付期間はそれぞれ以下の通りであった。

貸付	貸付金額 (通貨：人民币元)	貸付期間
貸付 A	300 万	2015.06.01-2015.07.31
貸付 B	200 万	2015.07.01-2016.10.31
貸付 C	100 万	2015.10.01-2017.11.30
貸付 D	100 万	2016.12.01-2017.01.31

債権者と保証人との根保証契約の約定に基づく、保証人は、信用貸付協議書に基づき債務者の 2015 年 5 月 1 日から 2016 年 9 月 30 日までの期間で発生する 500 万元を極度額とした貸付につき連帯責任保証を負うことになっており、保証人は、保証契約終了日の翌日から起算し 1 ヶ月間以内に債務を弁済しなければならず、保証期間は 1 年とされていた。

一、根保証の特徴

根保証の本質は担保方式の一種であるため、普通保証と同じく、根保証も単なる保証と連帯責任保証とに分けられる。なお、普通保証に比べ、根保証は独特な特性を持っており、以下の通り簡潔にまとめることができる。

（一）保証の存続期間が限定されること。根保証は一定期間内に発生し、又は発生し得る債務に担保を提供するものである。ここにいう「一定期間」とは、即ち「根保証の存続期間」であり、通常、当事者が根保証契約でこれを明確にする。当事者間で別段の定めがなければ、保証人は当該期間内に発生した債務のみについて保証責任を負い、定められた期間以外の債務について、保証人は保証責任を負わない。

（二）担保債権の額に不確実性があること。普通保証によって担保されるのは明確に発生する債務であり、その債務額は当事者が契約に明記する。但し、根保証によって担保されるのは、将来の一定期間（即ち、根保証の存続期間）における不特定の債務である。不特定の債務が確定されるまでは、根保証で担保される債務の範囲は不明確なままである。

（三）極度額。根保証の保証人が担保する債務には不確実性があるものの、保証人が担保する債務に限度がないことを意味するわけではない。保証人は取り決めた極度額内で保証責任を負い、極度額を超えた部分については、保証人は保証責任を負わない。

（四）相対的な独立性。保証は担保方法の一つとし

通常从属于主债权，主债权不存在，保证之债自无存续之可能¹。但基于最高额保证所担保的债权的不确定性和保证存续的期间性的特征，最高额保证所担保的债权与单笔债务之间具有相对的独立性，也即在最高额保证期间内单笔债务无效并不影响最高额保证合同的效力，保证人只需在确定最终债权余额时，将该笔债务排除在外。

二、最高额保证的期间

期间在最高额保证中扮演着重要的角色。期间的界定和准确理解，涉及到当事人之间的权利行使和义务履行的界限。但如前所述，现行法律法规对最高额保证的规定相对简单，相关期间的概念模糊，范围界定不明，使用较为混乱，容易在实务中引发争议。为此，本文结合现行法律法规、已经判决生效的相关司法案例以及我们的实务操作经验，在此针对最高额保证中的相关期间问题整理、分析如下：

（一）最高额保证的存续期间²

即保证人应对一系列债权承担责任的范围期间，对应于《担保法》第 24 条中所指的“一定期间”，具体由保证人与债权人在合同中约定。实际约定时，既可以明确约定具体的起始时间，也可以采取间接约定的方式（例如，存在基础交易合同的情形下，以基础交易合同的有效期间作为最高额保证的存续期间）。在本文案例中，这一期间为“2015 年 05 月 01 日至 2016 年 09 月 30 日”。据此，借款 D 因发生在最高额保证的存续期间之外，不在最高额保证担保的债务范围之内，保证人对其不承担保证责任。

（二）决算日

基于上述最高额保证的特点，最高额保证的担保范围是一定期间内连续发生的不超过约定最高债权额的债务余额³。但是，在债权余额确定之前，保证人所承担的保证责任的范围不确定，因此，要求保证人承担保证责任的前提是对所担保的债权进行清算，以确定具体债权额，也即通常所说的对债务进行决算。决算日即为不特定债权确定之日。

て、通常、主たる債権に従属する。主たる債権が存在しなければ、保証債務が存続することはありえない¹。しかしながら、根保証によって担保される債権には不確定性が伴い、また保証の存続期間が限定されるため、根保証によって担保される債権と 1 件の個別債務はそれぞれ独立している。つまり、根保証期間内において、1 件の個別債務が無効になることによって根保証契約の効力に影響を及ぼすことなく、保証人が最終的な債権残高を算定する際に当該債務を除外するだけでよい。

二、根保証の期間

期間は根保証において、重要な役割を果たしている。期間の確定及び捉え方次第で、当事者間における権利行使と義務履行の境目は変わる。しかし、前述した通り、現行法律・法規には、根保証の規定がそれほど詳細なものではなく、係る期間の概念が不明瞭であったり、範囲がはっきりせず、適用に混乱が生じたりして、実務上、紛争が生じやすい。従って、本稿では現行法律法規、発効済みの司法判例及び筆者の実務経験を踏まえ、根保証に係る期間の問題について、以下の通り整理し分析する。

（一）根保証の存続期間²

つまり、保証人は一連の債権につき責任を負う対象期間であり、「担保法」第 24 条にいう「一定期間」にあたるものであり、具体的には保証人と債権者が契約中で約定する。実際に約定する際には、具体的な開始日を明確に約定することができ、又は間接的に約定する方式を採用することもできる（例えば、基本取引契約を締結するのであれば、基本取引契約の有効期間を根保証の存続期間とする等である）。本稿の判例では、当該期間は「2015 年 5 月 1 日から 2016 年 9 月 30 日まで」である。よって、貸付 D は根保証の存続期間以外に発生し、根保証の担保する債務範囲に該当しないため、保証人はそれについて保証責任を負わない、ということになる。

（二）決済日

上述した根保証の特性に基づくならば、根保証の担保範囲は、一定期間内に継続して発生した、所定の債権極度額を超えない債務残高³である。しかし、債権残高が確定するまでは、保証人が負う保証責任の範囲は確定されないため、保証人に対し保証責任を負うよう要求する前提は、担保される債権を清算し、具体的な債権額を確定することであり、つまり、いわゆる債務の決済を行うことでもある。決済日は不特定の債権を確定する日である。

¹ 虽然中国已经承认独立保函的法律效力，但独立保函仅能针对特定的情况适用。具体可参见《最高人民法院关于审理独立保函纠纷案件若干问题的规定（法释[2016]24 号）》。

² 中国では、独立保証状の法的な効力が認められているものの、独立保証状は特定のケースにしか適用されない。具体的には「独立保証状紛争案件審理の若干事項に関する最高人民法院の規定（法释[2016]24 号）」を参照のこと。

³ 实务中，也有法院判决中以“决算期”来表达这一概念。

⁴ 実務では、裁判所の判決において「決済期」を用いてこの概念を表すこともある。

⁵ 《担保法司法解释》第 23 条规定：“最高额保证合同的不特定债权确定后，保证人应当对在最高债权额限度内就一定期间连续发生的债权余额承担保证责任。”

⁶ 「担保法司法解释」第 23 条規定では、「根保証契約における不特定の債権が確定した後、保証人は債権極度額内で一定期間に継続して発生した債権残高について、保証責任を負わなければならない」とされている。

決算日の確定方式有如下几种：

1	存 続 期 間 届 满	债权人 和 保证人 在 保证 合同 中 明 确 约 定 最 高 额 保 证 的 存 续 期 间 的 ， 存 续 期 间 届 满 ， 最 高 额 保 证 所 担 保 的 债 权 额 得 以 确 定 。 此 时 ， “ 存 续 期 间 届 满 之 日 ” 即 为 最 高 额 保 证 的 决 算 日 。
2	保 证 人 行 使 单 方 解 除 权	债权人 和 保证人 未 约 定 最 高 额 保 证 的 存 续 期 间 的 ， 保 证 人 可 以 随 时 通 知 债 权 人 终 止 保 证 合 同 ， “ 通 知 到 达 之 日 ” 即 为 最 高 额 保 证 的 决 算 日 。 ⁴
3	债 权 人 与 保 证 人 协 议 终 止 保 证 合 同	债权人 与 保证人 协 议 终 止 保 证 合 同 ， “ 保 证 合 同 终 止 之 日 ” 为 最 高 额 保 证 的 决 算 日 。
4	债 权 不 再 有 发 生 的 可 能	债务人 被 撤 销 或 被 宣 告 破 产 ， 将 导 致 最 高 额 保 证 所 担 保 的 债 权 进 行 决 算 。 此 时 ， 最 高 额 保 证 所 担 保 的 不 特 定 债 权 得 以 确 定 ， 该 “ 不 特 定 债 权 确 定 日 （ 如 宣 告 破 产 之 日 ） ” 即 为 最 高 额 保 证 的 决 算 日 。

在本文案例中，若不存在其他导致保证合同终止的情形，决算日的确定对应的是第 1 种情形，即：决算日为 2016 年 09 月 30 日。但若在该日之前，债权人与保证人协议在 2016 年 09 月 30 日之前终止保证合同，则应以该终止日为决算日。

此外，在最高额保证的存续期间届满之前，且不存在其他导致保证合同终止的情形，若双方在保证合同中约定债权人可就单笔债权的违约向保证人追偿，当债权人要求保证人承担该笔债务的保证时，该部分债权可视为确定。相应的，在最终决算时，该笔已被清偿的债务应从保证人所担保的最高债权数额中相应扣除。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续对“最高额保证的责任期间”和“保证人清偿债务期限”进行解析。

（里兆律师事务所 2019 年 01 月 25 日编写）

決済日の確定方式には以下の数通りがある。

1	存 続 期 間 が 満 了 した 場 合	債権者 和 保証人 が 保証 契約 で 根 保 証 の 存 続 期 間 を 明 確 に 約 定 し て い る 場 合 、 存 続 期 間 が 満 了 した 時 点 で 、 根 保 証 の 担 保 する 債 権 額 は 確 定 さ れ る 。 此 の 場 合 、 「 存 続 期 間 の 満 了 日 」 が 根 保 証 の 決 済 日 と な る 。
2	保 証 人 が 一 方 的 な 解 除 権 を 行 使 する 場 合	債権者 和 保証人 が 根 保 証 の 存 続 期 間 を 約 定 し な っ た 場 合 、 保 証 人 は 保証 契約 の 終 了 を 債 権 者 に 随 時 通 知 する こと が でき 、 「 通 知 の 到 達 日 」 が 根 保 証 の 決 済 日 と な る 。 ⁴
3	債 権 者 と 保 証 人 が 合 意 に よ り 保 証 契 約 を 終 了 さ せる 場 合	債権者 和 保証人 が 合 意 に よ り 保 証 契 約 を 終 了 さ せる 場 合 、 「 保 証 契 約 の 終 了 日 」 が 根 保 証 の 決 済 日 と な る 。
4	債 権 の 発 生 する 可 能 性 が 以 降 な く な っ た 場 合	債務者 が 取 り 消 さ れ た 場 合 又 は 破 産 宣 告 が な さ れ た 場 合 、 根 保 証 に よ り 担 保 さ れ る 債 権 の 決 済 が 行 わ れ る 。 此 の 時 、 根 保 証 に よ り 担 保 さ れ る 不 特 定 の 債 権 が 確 定 さ れ 、 当 該 「 不 特 定 債 権 確 定 日 （ 例 え ば 、 破 産 宣 告 日 ） 」 が 根 保 証 の 決 済 日 と な る 。

本稿の判例の場合において、保証契約を終了させる
その他事由が存在しない場合、決済日の確定が対応する
のは 1 つ目のパターンであり、つまり、決済日は 2016
年 9 月 30 日となる。但し、同日までに、債権者と保証
人が合意により 2016 年 9 月 30 日より前に保証契約
を終了する場合、当該終了日が決済日となる。

また、根保証の存続期間が満了する前に、保証契約
を終了させることになるその他事由が存在しない場合、
双方が保証契約において、債権者は 1 件の債権の違約
により保証人に求償できると約定していれば、債権者が
保証人に当該債務に係る保証責任を負うよう求めた時
点でこの部分の債権は確定したとみなすことができる。
相応に、最終的な決済を行う際に、当該弁償済みの債務
は保証人の担保する債権極度額から控除すべきである。

紙面に限りがあるため、まずは以上の内容を紹介す
る。次回の「里兆法律情報」において、「根保証の責任
期間」、「保証人の債務弁済期限」について引き続き、紹
介する。

（里兆法律事務所が 2019 年 1 月 25 日付で作成）

⁴ 《担保法》第 27 条规定：“保证人依照本法第 14 条规定就连续发生的债权作保证，未约定保证期间的，保证人可以随时书面通知债权人终止保证合同，但保证人对于通知到债权人前所发生的债权，承担保证责任。”此条是针对普通保证而言的，若对应到最高额保证中，此处的“保证期间”则应作“最高额保证的存续期间”理解。

⁴ 「担保法」第 27 条では「継続して発生する債権について、保証人が本法第 14 条の規定に従って保証したが、保証期間を約定していなかった場合、保証人が書面で債権者に通知することにより、保証契約を随時終了させることができる。ただし、通知が債権者に到達する以前に発生した債権については保証人が保証責任を負う。」と規定している。本条は普通保証を対象としたものであり、根保証の場合は、この「保証期間」を「根保証の存続期間」に読み替えるべきである。

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 员工合规问题（如职务侵占、利益输送、利益冲突等）的调查处理
- 高尔夫球场会员索赔的诉讼时效将于 2019 年 03 月到期的质疑

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 従業員のコンプライアンス問題（例えば、業務上横領、利益移転、利益相反等）の調査、処分
- ゴルフ場会員による賠償請求をめぐる訴訟の诉讼时效が 2019 年 3 月に満了することに対する質疑